告示

○東北地方整備局告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

	一	二	三	四
	道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所	
	一般国道　四号	岩手県西磐井郡平泉町平泉字泉屋二〇〇番三から同町平泉字伽羅楽一〇六番一〇まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所	
	〃　〃	岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田五九番から同町桜町字浦田一二番まで	〃	
	〃　〃	盛岡市津志田中央二丁目二〇一番八から同市津志田町二丁目一一〇番三まで	〃	

一　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十四日

○東北地方整備局告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

	一	二	三	四
	道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所	
	一般国道　四十九号	いわき市平上荒川字草木一六九番一四から同市内郷御厩町番匠地一三五番一まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所	

一　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十四日

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
羽咋市四柳町れ一一番一から羽咋郡宝達志水町杉野屋れ四番一まで	前　A	七・四〇〇～五二・〇〇〇メートル　五・九九一キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	七・四〇〇～五二・〇〇〇メートル　五・九九一キロメートル	
	B・C	一五・〇〇〇～五五・〇〇〇メートル　五・六八三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東広島市黒瀬町大多田字山口四九九番八から同市黒瀬町乃美尾字新池谷二三九番一まで	前	四三・〇〇〇～六二・〇〇〇メートル　〇・〇九六キロメートル
	後	一二・〇〇〇～五一・〇〇〇メートル　〇・〇九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百七十五号	東広島市黒瀬町乃美尾字新池谷二三九番一から同市黒瀬町乃美尾字新池谷二二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月九日

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

四国地方整備局長　名波　義昭